

提出された意見及び本研究会の考え方

【意見募集期間:平成 19 年 6 月 1 日(金)～6 月 21 日(木)】

(意見は、事務局に到着した順に掲載。)

No.	提出された意見	本研究会の考え方 (案)																					
1	17 頁 2 ケーブルテレビの現状を、平成 19 年 6 月 1 日発表の最新の「ケーブルテレビの普及状況」に変更希望 ※報告書の発表時が平成 19 年 6 月以後であれば、出来るだけ最新の情報の記載を希望します。 【個人】	ご指摘の情報も含め、できる限り最新の情報を記載いたしました。																					
2	<事項の追加を希望> ①ケーブルテレビのシステムの現状 ケーブルテレビは技術革新の歴史、幹線増幅器（アンプ）の開発の歴史でありアメリカのケーブルテレビ事業の模倣であった。 ケーブルテレビ事業者は FTTH への移行が絶対条件か？ ■ 許可事業者の実態 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者数</th><th>伝 送 帯 域</th><th>ネットワーク</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>250MHz</td><td>同軸ケーブル ツリー方式</td></tr> <tr> <td></td><td>350MHz</td><td>同軸ケーブル ツリー方式</td></tr> <tr> <td></td><td>450MHz</td><td>同軸ケーブル ツリー方式及び HFC 方式</td></tr> <tr> <td></td><td>550MHz</td><td>同軸ケーブル ツリー方式及び HFC 方式</td></tr> <tr> <td></td><td>750MHz 770MHz</td><td>HFC 方式 FTTC 方式</td></tr> <tr> <td></td><td>770MHz 以上</td><td>FTTH 方式</td></tr> </tbody> </table> 【個人】	事業者数	伝 送 帯 域	ネットワーク		250MHz	同軸ケーブル ツリー方式		350MHz	同軸ケーブル ツリー方式		450MHz	同軸ケーブル ツリー方式及び HFC 方式		550MHz	同軸ケーブル ツリー方式及び HFC 方式		750MHz 770MHz	HFC 方式 FTTC 方式		770MHz 以上	FTTH 方式	報告書(案)の 21 ページにおいて、ケーブルテレビの広帯域化の状況について記載しています。 また、80 ページにおいては、FTTH を含め、「合理的なネットワーク構築手法の検討を行うべき」と記載しているところです。
事業者数	伝 送 帯 域	ネットワーク																					
	250MHz	同軸ケーブル ツリー方式																					
	350MHz	同軸ケーブル ツリー方式																					
	450MHz	同軸ケーブル ツリー方式及び HFC 方式																					
	550MHz	同軸ケーブル ツリー方式及び HFC 方式																					
	750MHz 770MHz	HFC 方式 FTTC 方式																					
	770MHz 以上	FTTH 方式																					

3	＜事項の追加を希望＞ ②集合住宅と戸建住宅での、ケーブルテレビ対応及び広帯域対応の配線についての考え 外なるインフラは、技術革新で日々変化する敷設事業者の費用さえあれば改修が可能であるが、受信者側へのラストワンマイルの引込問題。受信者側は、大きく分けて集合住宅と戸建住宅に区分でき、集合住宅の場合は修繕積立金をケーブルテレビ導入の際には充当されるケースがある。だが、戸建住宅の場合は個人負担に委ねられるケースが大きい。 ① 住宅内の配線問題、分岐分配方式の採用。 ② 宅内増幅器の帯域問題〔450MHz、770MHz、1350MHzBS-IF 対応など〕。 ③ アンテナ線（給電線）配線ケーブルの種類〔同軸ケーブル、フィーダー線〕での問題。 ④ FTTH 化の改修問題。 ⑤ 住宅情報化推進協議会が推奨の情報用分電盤の普及。 【個人】	ご指摘の修繕積立金等の拡充等につきましては、当該集合住宅に居住する住民の意思決定の問題であり、コメントする立場にはありません。 また、ご指摘の①～⑤について具体的内容を承知しておりませんが、今後、必要に応じて、検討されることが適当であると考えます。
4	ブロードバンド化の進展、放送デジタル化の進展の中で、ＩＰマルチキャスト放送を含むＩＰ伝送方式が、ケーブルテレビの展開手法として提案され、ケーブルテレビの今後の発展の一翼を担うとする本報告書案は誠に時機を得たものと考えます。 ＩＰマルチキャスト放送が、自主放送を含めた著作権上のイコール・フットィングを確保し、既存のケーブルテレビと同じく、多様な地上放送、ＢＳ放送、ＣＳ放送の伝送手段として活用されるよう、法制度の一層の整備に向けて本報告書による提案が活かされることを希望します。 本報告書にて指摘されている通り、条件不利地域におけるデジタル・ディバイド解消の手段として、非多チャンネルＩＰ放送活用の貢献度は小さくなく、当該世帯に対する放送サービス内容について、多様な無料放送サービスを提供しうる環境が整備されることが、事業者に対するインセンティブとなり、ひいてはケーブルテレビの発展・持続的な成長へと繋がる重要なポイントの一つと考えます。 【(株)オンラインティーヴィ】	本報告書(案)を支持するご意見として承ります。

5	【全体に対する意見】 現在、約 1000 万世帯の日本の多チャンネル放送市場のうち、放送事業者がケーブルテレビ事業者に再送信・番組供給を行い、ケーブルテレビ事業者が加入者にサービスを提供している世帯数は約 600 万世帯を超えており、放送事業者が CS 放送にて直接加入者と契約してサービスを提供している世帯数を上回っています。日本のコンテンツ流通市場において、ケーブルテレビは重要な役割を担っており、2010 年代のケーブルテレビも引き続き重要な役割を担うと考えられます。 本報告書では、2010 年代のケーブルテレビのあるべき姿として、ケーブルテレビ市場の発展に向けたいくつかの役割及び具体的取組について記述されていますが、それに加え、日本のコンテンツ市場の拡大に対するケーブルテレビの役割についても、記述すべきかと考えます。 【スカパーJSAT(株)】	本報告書(案)は、ケーブルテレビ市場に焦点を当てているものであり、ご指摘の内容については、今後、必要に応じて、メディア横断的な観点から、検討されることが適当と考えます。 なお、本報告書(案)においては、多チャンネル化に資するよう、「放送新サービス（CS デジタルハイビジョンなど）の再送信への対応」等について言及しております。
---	---	---

6	8 ページ 第 1 章-1-(4) -②-ア プラットフォームの規律の在り方については、2006 年 10 月に社団法人衛星放送協会が設置した「プラットフォームの在り方に関する協議会」で協議が行われ、当社では、更なる公正性、中立性、透明性の確保が求められる状況を勘案し、2007 年 3 月 28 日付で、「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」の改訂を行ったところであります。 【スカパーJSAT(株)】	ご指摘の内容を踏まえ、本報告書(案)を修正します。 ・ 8 ページ 第 1 章-1-(4) -②-ア第 2 段落目を削除。 ・ 10 ページ「④ 著作権法の改正」の項の後に、⑤として、以下を追加。 ⑤ 「衛星放送の将来像に関する研究会」最終報告書(2006 年 10 月)とこれを受けた取り組み 「衛星放送の将来像に関する研究会」の最終報告書においては、委託放送事業者等の有料放送サービス等の整備に不可欠な認証課金業務を通じ、優越的地位にあるプラットフォーム事業者について、業務の公正性、中立性、透明性等を確保するための規律が必要である、との考え方が示されたところであり、これを受けて、(社)衛星放送協会を事務局とした「プラットフォームの在り方に関する協議会」(2006 年 11 月)が設置された。(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズでは、同協議会における結論を踏まえ、2007 年 3 月に「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」の改訂を行った。
---	---	---

7	90～100 ページ 第4章-5-(1) 本報告書(案)では、有線テレビジョン放送事業者と有線役務利用放送事業者とのイコール・フットィングに関して検討されていますが、現実には、「図表4. 10」の各レイヤーで、ケーブルテレビ事業者と通信・放送各事業者との間で競争が行われております。今後は、現実の競合状況に即して、各事業者間の競争条件が同一になるような制度整備が行われることを希望します。 【スカパーJSAT(株)】	本報告書(案)は、ケーブルテレビ市場に焦点を当てているものであり、ご指摘の内容については、今後、必要に応じて、メディア横断的な観点から、検討されることが適当と考えます。
8	100～102 ページ 第4章-5-(2) 本報告書(案)では、経営の効率化及びコンテンツの充実を図るため、コンテンツの共同購入等の取組について検討すべきとしています。しかしながら、MSO化・広域連携の進展等での大規模化により、放送番組の調達において、小規模な事業者が多い番組供給事業者に対するケーブルテレビ事業者の交渉力が増すこととなり、その結果として、ケーブルテレビ経由での多チャンネル放送加入者数は増加したとしても、番組供給事業者としての収入はそれほど増えない(または減少する)事態が懸念されます。 その場合、番組供給事業者による更なるコンテンツの充実が行われなくなり、結果として、ケーブルテレビとしての加入者に対するサービスの内容が向上しないことが予想されます。 本報告書では、ケーブルテレビのコンテンツ流通市場における重要性をふまえた上で、ケーブルテレビの大規模化による経営の効率化が、番組供給事業者も含めたコンテンツの充実につながるようなスキームについて検討するよう、記述すべきかと考えます。 【スカパーJSAT(株)】	ご指摘の内容については、今後、必要に応じて、コンテンツ取引等の実態等を踏まえたうえで、検討されることが適当と考えます。 なお、本報告書(案)91ページにも記載していますとおり、「競争状況の評価等を行い、公正かつ有効な競争環境の整備に係る政策展開につながる仕組みを検討すべき」としております。

9	【全体に対する意見】 現在、多チャンネル放送サービスにおける放送番組を提供しているのは、ケーブルテレビでは番組供給事業者であり、CS放送では委託放送事業者または衛星役務利用放送事業者であって、これらは同一の事業者であることがほとんどです。 これらの事業者が一般視聴者にサービスを提供するにあたっては、CS放送であれば当社のようなプラットフォーム事業者が顧客管理等の各種プラットフォーム業務を提供することが必要であり、ケーブルテレビではケーブルテレビ事業者自らが各種プラットフォーム業務を行うことが必要です。番組供給事業者及び放送事業者にとって、ケーブルテレビ事業者及びプラットフォーム事業者ともに、必要不可欠な存在となっています。 当社については、「衛星放送の将来像に関する研究会」や「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」の最終報告書等で、プラットフォーム業務の公正性、中立性、透明性等を確保するための規律が必要であるとされ、自主的にガイドラインを見直したところであります。ケーブルテレビ事業者についても、地域的には独占状態にあることが多く、番組供給事業者から見て優越的地位にあると考えられ、今後ある程度のプラットフォーム規律について検討することが必要と考えます。 特に、多チャンネル放送市場でのシェアが大きい大規模MSOが、番組供給事業者との合併あるいは支配するような場合においては、それ以外の番組供給事業者との間の取引に関する公正性、中立性等の確保について懸念されるところであり、自主ガイドラインも含めたプラットフォーム規律の検討を早急に行うべきと考えます。 【スカパーJSAT(株)】	ケーブルテレビでは、御指摘のとおり、顧客管理を行っている有線テレビジョン放送事業者及び有線役務利用放送事業者は、有線テレビジョン放送法及び電気通信役務利用放送法において直接規律が課せられているため、衛星放送のプラットフォーム事業者とは事情が異なりますが、いずれにせよ、ご指摘の内容については、今後、必要に応じて、実態等を踏まえたうえで、検討されることが適当と考えます。 なお、本報告書(案)91ページにも記載していますとおり、「競争状況の評価等を行い、公正かつ有効な競争環境の整備に係る政策展開につながる仕組みを検討すべき」としております。
---	---	--

10	報告書案の第4章「2010年までの当面の課題と諸方策」で示された、ケーブルテレビ事業者と民放事業者は「再送信の同意について誠意をもって十分に協議を行うことが重要である」との認識は、全国の民放事業者も共有し、ケーブルテレビ事業者との協議を進めているところである。報告書案に言及はないが、2011年の「完全デジタル化」を見据え、ケーブルテレビと地上放送が調和ある発展を遂げるには、次の施策が不可欠であると考え。 1. ケーブルテレビ再送信に関する「大臣裁定制度」の抜本的見直し ・ 民放事業者は放送対象地域内のケーブルテレビ再送信（区域内再送信）には積極的に同意しており、放送対象地域内における放送の普及に努めている。一方、放送対象地域外でのケーブルテレビ再送信（区域外再送信）は地上放送の根幹である地域免許制度との調和が必要であり、これについても当事者間で十分協議して決めるべきものである。 ・ しかしながら、現行の有線テレビジョン放送法の「大臣裁定制度」は、区域外再送信への同意を放送事業者に強いるものであり、制度としてのバランスを著しく欠いている。このため、民放連はかねてから、地域免許制度と相容れない同制度の撤廃を求めてきた。 ・ 地上放送の難視聴対策として始まったケーブルテレビ事業は、広域事業化などの規制緩和も手伝って、近年、その規模を急速に拡大させており、ケーブルテレビ産業の育成策として導入された「大臣裁定制度」の立法事実は消滅している。放送事業者の著作権等が尊重されるべきであることは言うまでもなく、また、光ファイバ網等を用いた遠隔地への区域外再送信にさえも同意を強制されるおそれがあることなどにも鑑み、国は、ケーブルテレビ再送信に関する「大臣裁定制度」の撤廃を含めた抜本的見直しを行うべきである。 2. 放送事業者の同意を得ない「違法再送信」の中止 ・ 有線テレビジョン放送法第13条第2項は「ケーブルテレビ事業者は、放送事業者の同意を得なければ、その放送を再送信してはならない」旨を定め、著作権法第99条第1項は「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」と定めている。したがって、放送事業者の同意や許諾を得ずに無断で行われるケーブルテレビ再送信は、これらの法律に明白に違反する「違法再送信」である。	ご指摘の内容については、今後の再送信同意の状況等に応じまして、必要に応じて、検討されることが適当と考えます。 なお、再送信同意の問題につきましては、本報告書（案）70ページにも記載していますとおり、「地上デジタル放送の全国的な開始に伴う視聴者の地上デジタル放送への再送信への期待、地上アナログ放送における利益の保護に配慮して再送信の同意について誠意をもって十分に協議を行うことが重要」と考えます。
----	---	--

	- 平成 19 年 3 月 8 日の参議院予算委員会で「違法再送信」について質疑があり、総務大臣は答弁の中で、全国に 310 チャンネルもの違法再送信が存在している実態を明らかにした。これは、ケーブルテレビ事業者の企業としてのコンプライアンスや、放送事業者の著作権等を侵害している点で重大な問題である。 - ケーブルテレビ事業の健全な発展のため、ケーブルテレビ事業者は、こうした違法再送信を早急に中止すべきであり、そのために国は適切な措置を行うべきである。 【(社)日本民間放送連盟】	
11	● 今回の報告書(案)において、具体的な取り組みに係る横断的な課題のひとつとして、ケーブルテレビ事業者の「事業規模の拡大／アライアンスの推進」が挙げられている。事業規模の拡大／アライアンスの推進により、効率化及び経営体力の強化が図られ、当該地域に多様なサービスが提供できることは理解するところである。 一方、ケーブルテレビ事業者が提供するサービスの一つである、多チャンネルマーケットにおいては、インフラを構築するケーブルテレビ事業者と、番組／コンテンツを提供する番組供給者の、両者が一体となってはじめてサービスが提供されている。 こうした実態を踏まえ、多チャンネルマーケットの普及・拡大を促進する点から、ケーブルテレビ事業者が規模の拡大を進め経営体力の強化を図る上で、ケーブルテレビ(特にMSO)事業者が優越的な地位を濫用せず、番組供給事業者と良好な関係を維持し、良質なコンテンツ・番組が視聴者に恒常的に提供できる仕組みの構築を期待したい。 また、多チャンネル放送サービスの顧客管理、プロモーション、課金等のプラットフォーム機能の提供という観点から見ると、ケーブルテレビ事業者、CS プラットフォーム事業者、有線役務利用放送事業者など法制度・利用伝送路は別れているが、「提供される機能」という点ではほぼ同一である。この点において各制度がバランスのとれたものになることも希望する。 【匿名】	本報告書(案)は、ケーブルテレビ市場に焦点を当てているものであり、ご指摘の内容については、今後、必要に応じて、メディア横断的な観点から、検討されることが適当と考えます。